

令和3年5月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和3年5月総会議事録

1 日 時 令和3年5月14日（金） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権3件・農地中間管理事業に係る利用権11件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (3件)
- 2 農業用施設設置届受理報告 (1件)
- 3 土地造成届出受理報告 (1件)
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約） (4件)
- 5 農地一時転用報告 (1件)
- 6 その他
 - ・次回総会 6月15日（火） 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 6月 8日（火） 予定

4 出席委員（18人：議席順）

- | | | |
|---------------|--------------------|-----------|
| 2番 藤川 久志 | 3番 大田 寛治 | 4番 林 一志 |
| 5番 深水 一男 | 6番 河野 八千代 | 7番 高林 司 |
| 8番 名和田 栄治 | 9番 大田 裕美 | 10番 大汐 光晴 |
| 11番 岡島 史真 | 12番 林 弘幸 | 13番 岡本 勇二 |
| 14番 木村 正雄 | 15番 中野 晴人 | 16番 末永 恵子 |
| 17番 山近 洋祐 | 18番 松田 昭洋（会長職務代理者） | |
| 19番 大野 耕作（会長） | | |

5 欠席委員（1人）

- 1番 野中 保志

6 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 長谷川 浩司

書記 坂倉 幸三

7 会議の概要

議長 (会長) 挨拶	令和3年5月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 (挨拶)
議長	本日の付議事項は、議案3件、報告事項5件でございます。 慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。 引き続き、4月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。 (会議等の報告)
議長	それでは、ただ今から令和3年5月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は18名、欠席委員は1名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 3番、大田寛治委員、4番、林一志委員、よろしくようお願いをいたします。 議事に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	説明に入ります前に、資料の差替えをお願いいたします。 本日お手元に配布しておりますが、議案位置図等添付資料の6ページ土地利用計画図及び7ページの架台図について、変更がございましたので、誠に申し訳ございませんが差替えをお願いいたします。 それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和3年5月14日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号1。 土地の所在、大字油谷向津具上字大畑、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,637㎡。 譲受人は、油谷向津具上▲▲▲▲番地、●●●さん。 譲渡人は、油谷向津具下▲▲▲▲番地▲、●●●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、耕作規模の拡大のため、自宅から近く利用上便利であることから、譲り受けることとしたもの。譲渡人は、相続により取得した農地であるが、将来も自作する見込みはないので譲渡したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。長門市役所向津具出張所から南東へ1.6 kmに位置する農地です。

また3 ページには公図を添付しております。

農地法第3 条第2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5 号の下限面積要件ですが、向津具上地区ですので別段の面積が適用され、本市の1,000 m²以上の要件は満たしております。

第6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3 条第2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の11 番、岡島委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

11 番

11 番、向津具上担当の岡島です。

5 月6 日に、大野会長、元永推進委員、事務局と私とで現地確認を行いました。

この農地は●●●さんが相続により引き継ぎましたが、長年、別の人に小作契約で作付してもらっていましたが、諸事情により作付が出来なくなったため、隣で作付けをされている●●さんに譲渡の相談をしたところ、耕作したいとのことで、譲渡の運びとなりました。

説明は、以上になります。

皆さんの慎重審議の程を、よろしくお願いします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。2ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年5月14日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字仙崎字宮ヶ浴、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は2,295㎡。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、広島県広島市中区本川町▲丁目▲番▲▲号、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●。

譲渡人は、仙崎▲▲▲番地、●●●●●●さんです。

転用の目的は、パネル枚数 670 枚、パネル設置面積、水平投影面積 1,318.593㎡、発電出力 249.9kw の太陽光発電設備です。

理由としまして、譲受人は申請地周辺の農地や住宅が、道路や水路を挟んでおり、影響が少なく、申請地は国道に隣接しているため、施設の設置や維持管理が行いやすく、条件に適していることから、譲渡人の申し出を受けるとしたものです。譲渡人は、相続により申請地を取得したが、現在勤めに出ているため、農地の管理ができず、今後も農業を行うことができない状況です。このため、農地を管理してもらえる方を探したが見つからず、太陽光発電による農地の有効利用を考え、売却することとしたも

のです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 4 ページをご覧ください。J R 山陰本線仙崎支線仙崎駅から南南東へ約 1.7 k m に位置する農地です。

また、5 ページには公図、6 ページには土地利用計画図、7 ページには太陽光パネルの立面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。オの「義務付けられている行政庁との協議」については、経済産業省から再生可能エネルギー発電事業計画が認定済です。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、道路の側溝を使用及び地下浸透とし、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 5 番、深水委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

5 番

5 番、仙崎地区担当の深水です。

5 月 6 日に、大野会長、事務局、仙崎地区の西川推進委員さんと私とで現地調査を行いました。

今、事務局の方が説明して、ほぼ補足することはないかなと思っております。

位置図の方の 4 ページを見てもらって、場所が申請地というのが書いてありますが、その南側の方に●●市営住宅というのがあります。場所は仙崎白潟▲区、通称、●●という地区でございます。

それで、●●市営住宅から北の方に上がった所で、二側は山に面しておいて、南側は休耕田に面しております。そして左右は県道と国道に挟まった場所であると思います。

それで、この譲渡人はお一人でお住まいということで、そして女性の方でございまして、その仙崎地区の白潟、そしてまた仙崎地区の何人かの方に耕作してもらえないかという話を持って行ったんですが、どうしても耕作できない状況であって、それで農地を荒すよりもこういうのに申請した方がということで、届出があったものです。

今から先もこういう事案が若干出てくるかなと思いますが、付近の方にも迷惑をかけることはないと思いますので、よろしいかなと思っております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 3 年 5 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

6 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係

る利用権設定の2つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。3ページをご覧ください。

賃貸借ですが、日置地区が、1件2筆の1,567㎡のみです。

使用貸借についても、日置地区が、2件5筆の11,591㎡のみとなります。

合計しますと、日置地区が、3件7筆の13,158㎡となります。

詳細につきましては、4ページをご覧ください。

次に、5ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、3件7筆の6,851㎡。油谷地区が、3件8筆の18,284㎡。計が、6件15筆の25,135㎡。

使用貸借が、三隅地区が、3件5筆の6,114㎡。長門地区が、1件1筆の702㎡。日置地区が、1件7筆の13,750㎡。計が、5件13筆の20,566㎡。

合計しますと、三隅地区が、3件5筆の6,114㎡。長門地区が、4件8筆の7,553㎡。日置地区が、1件7筆の13,750㎡。油谷地区が、3件8筆の18,284㎡。

全体で、11件28筆の45,701㎡となります。

詳細につきましては、6ページから8ページをご覧ください。

基盤強化促進法第18条第3項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、ご意見はございませんか。

14番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

14番

14番、木村です。

7ページの7番の株式会社●●の分かる範囲でいいので、説明をお願いします。

議 長

事務局、会社の内容をお願いします。

- 主 査 ご説明申し上げます。
 株式会社●●と申しまして、向津具地区の新規就農者の●●●●さんがこの4月に立ち上げられた株式会社になります。
 この会社の方に、農地を集積していくということで、今回の利用権の設定になったということでございます。
- 議 長 木村委員、よろしいでしょうか。
- 1 4 番 向津具から、日置の地まで来て熱心だなと思いますが、その方はいいです。
- 議 長 始めてですかねこれは、向津具地区の方で何か分かっていることがあって、補足説明ができれば、どなたか。
- 1 2 番 いいですか。
- 議 長 はい、お願いします。
- 1 2 番 12番、日置の林です。
 今のこの件の●●●●さん、この方は実は株式会社●●を立ち上げられた、●●君のお母さんの親元なんです。
 それで面積をどんどん今、集積をして経営基盤を作っている彼が、お母さんの親元の田んぼをやろうということで、これに至ったと思われま。
- 議 長 ちょっとすいません。
 だいたいこの場所が私たちが分かる範囲で、先程、深水委員さんが言われたように、この辺りですよと、貸付の●●さんの方の田んぼのだいたいの場所が分かればお願いします。
- 1 2 番 だいたいですね、日置の●●●●倉庫がありますよね、みのりロード、あれから南側にずっと大内山下の一带に点在しています。ほとんどは場整備田ですよ。
- 1 4 番 ●●●●鉄工の地球儀があるでしょ、あれから●●●●倉庫に向いたら、あの一带に一件でしょ。私、担当地区じゃからよく注意して見えています。
- 議 長 長門の方から●●●●倉庫に向かう時に、地球儀の手前の右側が大分荒れている農地を見るんじゃないけど、あれとは関係ないんですか。

14番 あれはまた別の人です。あれはまたどうにかせんといけんと思っちょるんやけど。

議長 ありがとうございます。
株式会社の組織についての質問がちょっと横道にそれてしまい、すいませんでした。

皆さんもだいたい場所等が分かったらいいかなと思って、質問させていただきました。

他に質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項の1の説明を、お願いいたします。

事務局長 では、説明に入ります。9ページをご覧ください。
報告事項1、土地現況証明報告、非農地証明でございます。
番号1。

現地については、既に雑種地化し駐車場となっているため、農地としての利用はできない状況にあり、現況課税地目が雑種地となっていることから、令和3年5月6日付けにて、大野会長、宮本推進委員、事務局とで現地を確認し、雑種地として非農地証明をしております。

番号2。

現地については、平成3年頃に倉庫が建築され、現況課税地目が宅地となっていることから、令和3年5月6日付けにて、大野会長、山近委員、西川推進委員、事務局とで現地を確認し、宅地として非農地証明をしております。

番号3。

現地については、栗と思われる果樹が伐採されているものの、草刈り等管理されており農地としての利用が可能と判断し、令和3年5月6日付けにて、大野会長、中野委員、鈴川推進委員、事務局とで現地を確認し、畑

として農地証明をしております。

土地現況証明報告は、以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項の 2 の説明をお願いいたします。

事務局長 10 ページをご覧ください。

報告事項 2、農業用施設設置届受理報告でございます。
番号 1。

ジビエ食肉加工施設に付属した冷蔵庫を導入するため、隣接した農地の一部を造成し、冷蔵庫を収納する施設を建設するものです。

工期は令和 3 年 5 月 10 日から令和 3 年 8 月 30 日までの予定となっており、令和 3 年 4 月 20 日に受理しております。

以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項 3 の説明を、お願いいたします。

事務局長 11 ページをご覧ください。

報告事項 3、土地造成届出受理報告でございます。
番号 1。

内容としましては、農地の面積が狭く不整形なため、水田としての利用が困難なので、部分的に 26 c m 程度の盛土及び 13 c m 程度の切土を行い、畑地として利用し梅を栽培するとのことでした。

令和 3 年 4 月 19 日に受理通知しております。

以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項 4 の説明を、お願いいたします。

事務局長 12 ページをご覧ください。

報告事項 4、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。

番号 1。

令和 3 年 4 月 1 日に合意解約をしております。

ほか 3 件の合意解約です。

以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 4 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項 5 の説明を、お願いいたします。

事務局長 13 ページをご覧ください。

報告事項 5、農地一時転用報告でございます。

番号 1。

内容としましては、一般国道 491 号線俵山、豊田道路事業の本線工事を円滑に施工する必要があり、最小限の農地を仮設道路として一時転用する計画としたものです。

令和 3 年 4 月 15 日に受理しております。

以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 5 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 以上で、報告事項について終わります。
続きまして、その他、事務連絡等がありましたらお願いします。

事務局長 それでは、その他の事務連絡についてです。

補佐 6 月の定例総会ですが、6 月 15 日、火曜日、午前 9 時 30 分から、市役所

4 階大会議室 2 で開催いたします。

なお、現地調査につきましては 6 月 8 日、火曜日を予定しておりますので、該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等連絡いたしますので、ご立会の程を、よろしくお願いいたします。

事務連絡については、以上となります。

議 長

以上で、本日、事務局が予定した議題は終了いたしました。
委員の皆様から、何か質問、ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れ様ございました。

終了時間 午前 10 時 4 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和3年5月14日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 大 田 寛 治

議事録署名委員 林 一 志